

時 期	復旧・復興段階
区 分	産業・雇用
分 野	雇用・就業
検 証 項 目	離職者の生活支援

根拠法令・事務区分	雇用保険法（法定受託事務） 激甚災害法、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
執 行 主 体	国、県
財 源	雇用保険の失業給付
概 要	<p>国においては、離職者の生活支援のため、勤務先の休止、廃止による離職者に加え、事業所が再開するまでの再雇用を約して一時的に離職した人に対しても、加入していた雇用保険の失業給付の支給を認める特別措置を講じた。また、勤労者住宅資金災害特別融資制度や、中小企業従業員共済被災者向特別融資制度等、各種の融資制度の拡充を図った。</p> <p>兵庫県は、従業員20人以下の事業主等を対象に、事業主が事業を廃止し、または役員を退職した場合等について、生活安定のため退職一時金を支給するとともに、震災等により離職を余儀なくされた勤労者に対し、求職活動に必要な資金を、100万円を限度として、償還期間5年、利率3%で貸し付ける制度を創設した。</p> <p>雇用保険の失業給付については、短期で事業再開がなされた場合でも支給歴として残るため、その後の不況等により事業廃止となり本来の失業給付を受けようとした時に、被保険者期間が短くなり給付日数が抑えられることとなる。すなわち、本来、使用者が保障すべき休業や一時帰休時の賃金を、労働者も負担する失業給付で対応していることとなり、この仕組みに対する問題が提起されている。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《雇用保険の失業給付等》</p> <p>勤務先の休止、廃止による離職者に加え、事業所が再開するまでの再雇用を約して一時的に離職した人に対しても、加入していた雇用保険の失業給付の支給を認め、これを平成7年1月17日に遡って適用した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p209]</p> <p>被災に伴う交通事情等に応じて、失業給付の受給手続きの管轄公共職業安定所以外での取扱いや必要書類の特例措置、雇用保険受給の代理認定の措置を図った。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p209]</p> <p>平成7年1月25日、激甚災害指定により、事業所の休業により賃金を受けられない人に対しても、加入していた雇用保険の失業給付を認めた。また、就職機会の減少が予想されることから、雇用保険の所定給付日数の受給が終了した者であって、なお、就職が困難な者に対しては、雇用保険の給付日数を、60日を限度として延長可能とした。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p209]</p> <p>激甚災害法に基づく特例給付及び60日間の延長給付については、平成8年1月16日をもって終了した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p210]</p> <p>船員保険について、失業保険金等の支給の特例措置を講じた。</p> <p>《融資制度の充実》</p> <p>労働省（当時）においては、雇用促進事業団の行う勤労者財産形成持家融資の特例措置として、既往貸付者に対し、り災割合に応じた支払いの猶予、支払い猶予期間中の貸付金利の軽減、償還期間の延長措置を講じた。また、新規貸付については、5年以内の元金据置を認めるとともに、元金据置期間分の償還期間の延長及び貸付金利の軽減を行った。</p> <p>育児休業生活資金、労働福祉施設等整備資金、障害者雇用事業所施設整備資金について、償還期間を1年間延長した。[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひようご創造協会,p504]</p> <p>勤労者住宅資金災害特別融資制度の充実を図った。[『阪神・淡路大震災復興誌(第1巻)』兵庫県・(財)21世紀ひようご創造協会,p501]</p>

- ・融資限度額：800万円
- ・融資利率：1～5年間3.0%（半壊以上のもので住宅を建設・購入し、かつ元金据置を希望するもの）3.5%（前記以外のもの） 6～25年間3.5%

中小企業従業員共済被災者向特別融資の充実を図った。[『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』兵庫県・（財）21世紀ひようご創造協会,p501]

- ・融資限度額：50万円（生活資金） 100万円（特別生活資金） 200万円（住宅資金）
- ・融資利率：各3.3%

#### 《雇用・労働相談体制》

平成7年1月23日、県下のすべての公共職業安定所において、被災した事業主や求職者に対する特別相談窓口を開設し、雇用調整助成金制度等の各種助成金制度や雇用保険、職業紹介等に関する相談援助を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p215]

「中小企業総合相談所」に「総合労働相談所」を併設した（平成7年9月30日に閉鎖）。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p215]

平成7年2月以降の雇用保険関係の手続き件数増大に対応するため、被災に係る事業所の休止・廃止に伴う離職手続きや失業給付の特例給付手続き等を集中的に取り扱う緊急雇用保険サービスセンターを旧神戸公共職業安定所庁舎内に開設し、同年2月21日から業務を開始した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p216]

助成手続き業務等を迅速に行うために、平成7年2月20日以降、兵庫県内職員の派遣体制を確立するとともに、一週間交代で、緊急雇用保険サービスセンター及び緊急雇用調整助成金センターに対し他県からの応援派遣を実施した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p216]

雇用調整助成金の支給手続きなどを集中的に取り扱う緊急雇用調整助成金センターを旧神戸公共職業安定所庁舎内に開設し、平成7年3月14日から業務を開始した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p216]

#### 阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

兵庫県下における雇用保険失業給付の状況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p209]

- ・受給資格決定件数で見ると、平成7年1月から2月までの間で、激甚災害法に基づき事業所の休業等により賃金等が支払われない者への特例給付が6,446人、再雇用を予定されて一時的に離職する者への特例給付が782人、特例給付以外の失業給付が22,418人であった。
  - ・平成8年1月では、2つの特例給付が1人、特例給付以外の失業給付が8,886人（前々年同月8,870人）と、ほぼ震災前の水準となった。
  - ・平成7年1月～8年1月の累計は、2つの特例給付が10,407人、特例給付以外の失業給付が123,174人（対前年比約25%増）であった。
- 兵庫県内における雇用保険受給者実人員[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p209-210]
- ・震災以降、月を追うごとに増加した。平成7年5月に62,470人（前年同月36,971人）とピークを迎え、その後は減少した。平成8年1月においては、39,497人（前々年同月35,210人）となっている。

#### 《雇用・労働相談体制》

公共職業安定所の特別相談窓口における相談実績[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p215-216]

- ・平成7年1月23日～平成9年2月末までの相談件数は、62,680件。

総合労働相談所における相談実績[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p215]

- ・平成7年1月25日～同年9月30日までの相談件数は、599件。
- 雇用・労働相談体制における他県からの応援派遣の状況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p216]
- ・平成7年2月から同年7月末までの間の緊急雇用保険サービスセンター及び緊急雇用調整助成金センターへの職員の応援は、兵庫県職員延べ約2,100人、他県職員延べ約3,500人（東は東京都から西は山口県、高知県等20県）、合計約5,600人（臨時職員を含まない）

県

阪神・淡路大震災に対して取った措置

	<p>離職者生活安定資金貸付制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・兵庫県は、震災等により離職を余儀なくされた勤労者に対し、求職活動に必要な資金を、100万円を限度として、償還期間5年、利率3%で貸し付ける制度を創設した。</li> </ul> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p> <p>○離職者生活安定資金融資制度の利用実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災原因による離職者の利用実績累計 32件</li> </ul>
市 町	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
その 他	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果</p>
阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
その 他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>労働者を対象者としたものでは、一時的離職者や休業により賃金を受けられない場合にも基本手当を支給する特例措置と給付日数の延長が講じられたが、特例による支給では震災後10ヶ月間に1万件を超える受給資格決定が行われている。これは、震災直後の先が見えない中で生活を保障するものとなった。ただし、短期で事業再開がなされた場合でも支給歴として残るため、その後の不況等により事業廃止となり本来の失業給付を受けようとした時に、被保険者期間が短くなり給付日数が抑えられ、結局本人にとっては不利となる点もあった。本来、休業や一時帰休時の賃金は使用者が保障すべきものであり、これを労働者も負担する失業給付で対応することについては、今後の検討が必要である。(松村和一郎「雇用保障はいっそうの充実を」『大震災100の教訓』塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編)</p>	
課題の整理	
離職者の生活支援のあり方に関する検討	
今後の考え方など	
<p>○阪神・淡路大震災の際は、前述のような雇用保険失業給付金の特例措置を講じた他、関係公共職業安定所に特別相談窓口を設置するなどして対応したが、将来、同様の状況が生じたときは、状況を勘案しつつ、迅速かつ適切な措置を講じてまいりたい。(厚生労働省)</p> <p>復興10年総括検証においても非正規雇用者・半雇用者(NPO/CB/SOHO従事者)等の雇用保険未加入者に対する災害時等の所得保障のあり方について提言がなされている。(兵庫県)</p> <p>○国・県の実施する施策を広く周知させることにより、離職者の生活支援を進めていく。(神戸市)</p>	